

平成 28 年 度

浜田市健全化判断比率及び
浜田市資金不足比率審査意見書

浜 田 市 監 査 委 員

監 第 127 号
平成 29 年 8 月 18 日

浜田市長 久保田 章 市 様

浜田市監査委員 矢 富 嗣 敏

浜田市監査委員 澁 谷 幹 雄

平成 28 年度浜田市健全化判断比率及び
浜田市資金不足比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により審査に付された平成 28 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率、その算定の基礎となる事項を記載した書類について、審査を終了しましたので、次のとおり審査意見を提出します。

目 次

第1	審査の種類	1
第2	審査の対象	1
第3	審査の着眼点	1
第4	審査の主な実施内容	1
第5	審査の実施場所及び日程	1
第6	審査の結果	1
第7	審査概要及び意見	1
1	算定対象会計	2
2	健全化判断比率の状況	3
(1)	実質赤字比率	4
(2)	連結実質赤字比率	5
(3)	実質公債費比率	7
(4)	将来負担比率	9
3	平成27年度数値から見た県内8市の比較	11
4	資金不足比率の状況	12
5	まとめ及び意見	13
〈参考〉	10年間の健全化判断比率の推移	14

(注)

- 文中及び各表中の比率の数値は、表示単位未満を四捨五入した。
実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率については、国の算出基準に基づき、表示単位未満を切り捨てた。
- 「0.0」とは、0又は表示単位未満のものである。
- 「-」とは、該当数値がないもの、算出不能又は不要であるものである。
- ポイントとは、パーセンテージ間の単純差引数値である。

平成 28 年度 浜田市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

第 1 審査の種類

決算審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項）

第 2 審査の対象

- 1 平成 28 年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに公営企業会計決算に基づく「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成 19 年法律第 94 号）（以下「財政健全化法」という。）第 3 条に定める次の比率（以下「健全化判断比率」という。）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類
 - ア 実質赤字比率
 - イ 連結実質赤字比率
 - ウ 実質公債費比率
 - エ 将来負担比率
- 2 平成 28 年度特別会計歳入歳出決算及び並びに公営企業会計決算に基づく財政健全化法第 22 条に定める資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 3 審査の着眼点

健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、財政健全化法その他関係法令等に準拠して作成されているか、また、関係書類の係数と一致しているか。

第 4 審査の主な実施内容

審査の着眼点に基づき、市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を照合するとともに、関係職員から説明を聴取するなど、一般に公正妥当と認められる審査手続きにより実施した。

第 5 審査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所 監査委員事務局
- (2) 審査日程 平成 29 年 6 月 1 日から平成 29 年 8 月 16 日まで

第 6 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令等に準拠して作成されており、計数は関係書類、諸帳簿と符合し、適正であると認めた。

なお、是正改善を要する事項は特にない。

第 7 審査概要及び意見

審査の概要及び意見については、次のとおりである。

1 算定対象会計

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計の区分は、次のとおりである。

算定対象会計

一般会計等	一般会計		実質比率赤字	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
	一般会計等に属する特別会計	(該当なし)					
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計（事業勘定）		連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
		国民健康保険特別会計（直診勘定）					
		駐車場事業特別会計					
		後期高齢者医療特別会計					
	公営企業に係る会計（法適用企業）	水道事業会計					
		工業用水道事業会計					
	公営企業に係る会計（法非適用企業）	簡易水道事業特別会計					
		公共下水道事業特別会計					
		農業集落排水事業特別会計					
		漁業集落排水事業特別会計					
生活排水処理事業特別会計							
公設水産物仲買売場特別会計							
一部事務組合、広域連合	島根県市町村総合事務組合						
	島根県後期高齢者医療広域連合						
	浜田地区広域行政組合						
	浜田市江津市旧有福村有財産共同管理組合						
地方公社、第三セクター等※	浜田市土地開発公社						

※国民宿舎事業特別会計は、千畳苑の改修に伴い廃止し、平成 28 年度から一般会計へ移行している。

※損失補償契約等をしている第三セクター等はない。

2 健全化判断比率の状況

平成 28 年度決算に基づく健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

表 1 健全化判断比率の推移

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	早期健全化基準	財政再生基準
(1) 実質赤字比率	— %	— %	— %	12.44 %	20.00 %
(2) 連結実質赤字比率	—	—	—	17.44	30.00
(3) 実質公債費比率	12.0	10.6	9.9	25.0	35.0
(4) 将来負担比率	106.5	93.1	82.6	350.0	

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結実質赤字額がないため「-」と表示している。

(注) 実質公債費比率は、3カ年平均値

(注) 早期健全化基準及び財政再生基準は、平成 28 年度の各健全化判断比率に対するもの。

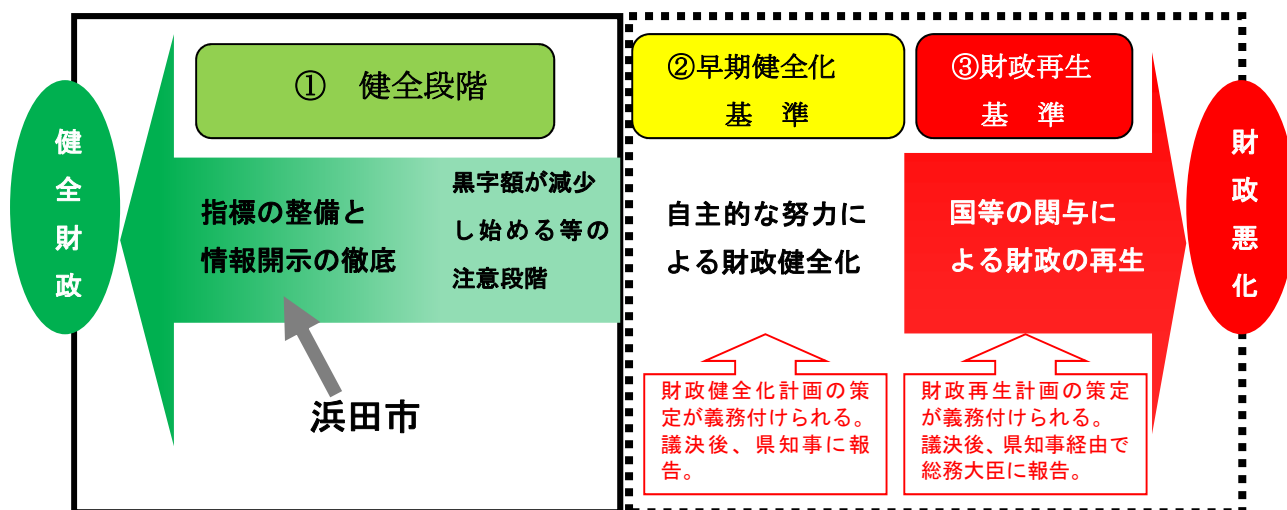
実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字が生じていないため、該当の数値はない。

実質公債費比率は 9.9%で、前年度に比べ 0.7 ポイント改善している。なお、早期健全化基準 (25.0%)、財政再生基準 (35.0%) を下回っている。

将来負担比率は 82.6%で、前年度に比べて 10.5 ポイント改善している。なお、早期健全化基準 (350.0%) を下回っている。

本市の比率は、年々改善が進められており、いずれも国の示す基準では、財政の健全段階の範囲である。

図 1 《浜田市における健全化判断比率の健全性のイメージ》



健全化判断比率は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、地方公共団体の財政の健全性を判断する指標であり、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の 4 つの指標で構成される。(財政再生基準は、将来負担比率を除く 3 つの指標による。)

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率とは、一般会計等における実質赤字額の標準財政規模に対する比率であり、同会計における資金ショートの大きさ（財政運営の深刻度）を示すものである。比率は次の算式による。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 (A)}}{\text{標準財政規模 (B)}}$$

実質収支額(A)は、5億5,629万円の黒字で、実質赤字比率は△2.69%(△は、黒字を意味している。以下同じ。)となり、算定されないことを確認した。

表2 実質赤字比率（参考値）の推移

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	対前年度増減
実質赤字比率 (A / B)	△3.56 %	△3.02 %	△2.69 %	0.33 %

表3 一般会計等における収支の状況

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	対前年度	
				増減額	増減率
	億 万千円	億 万千円	億 万千円	億 万千円	%
歳入総額	417,194.6	425,210.0	391,538.5	△33,671.5	△7.9
歳出総額	408,908.6	418,727.1	385,385.3	△33,341.8	△8.0
歳入歳出差引額	8,285.0	6,482.9	6,152.2	△3,296.7	△5.1
翌年度に繰り越すべき財源	963.4	214.7	590.2	375.5	175.2
一般会計等実質収支額 (A)	7,321.6	6,268.2	5,562.0	△7,053.2	△11.3

標準財政規模(B)は、206億2,185万5千円で、前年度に比べ9,831万円(0.5%)減少している。

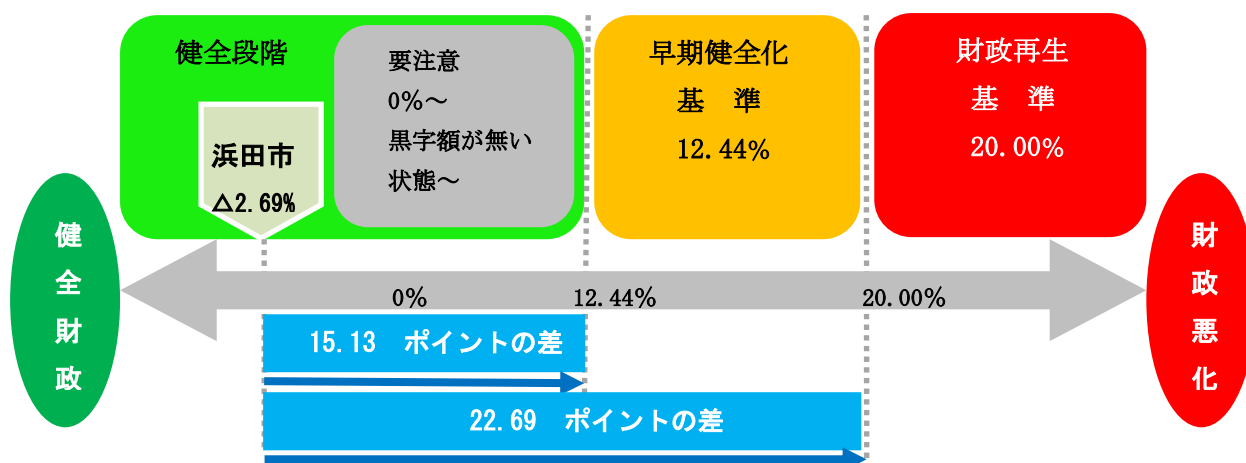
これは標準税収入額等及び普通交付税額は増加したが、臨時財政対策債が減少したためである。

表4 標準財政規模の内訳

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	対前年度	
				増減額	増減率
	億 万千円	億 万千円	億 万千円	億 万千円	%
標準税収入額等	79,935.3	82,651.0	83,467.5	815.5	1.0
普通交付税額	111,169.2	111,562.8	112,039.5	476.7	0.4
臨時財政対策債発行可能額	14,047.8	12,986.7	10,712.0	△2,274.2	△17.5
合計(標準財政規模)(B)	205,152.3	207,201.5	206,218.5	△983.0	△0.5

(注) 標準財政規模とは、一般財源の標準的な規模を示す指標で、標準税収入額等に普通交付税額と臨時財政対策債発行可能額を加えたものである。

図2 《早期健全化基準及び財政再生基準との比較イメージ(実質赤字比率)》



(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、全ての会計における実質収支額及び資金剰余金（あるいは不足額）の合計額の標準財政規模に対する比率である。

一般会計等と特別会計及び公営企業会計における実質収支と資金収支を合計することにより、地方公共団体全体での経営状態を明らかにするものである。比率は次の算式による。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 (A+B)}}{\text{標準財政規模 (C)}}$$

連結実質収支額は、19億4,264万9千円で、前年度に比べ1億1,398万9千円(6.2%)増加している。

これは主に、旭小学校建設平成27年度完了を主要因とした一般会計の実質収支額7,053万2千円の減少と、新規企業債借入を行わず建設改良事業を実施したことにより現金預金が減少したことを主要因とした水道事業会計の実質収支額は6,785万6千円減少したが、療養給付費等の返還金及び財政調整積立金の増加を主要因とした国民健康保険特別会計（事業勘定）の実質収支額が2億4,534万4千円増加したことによるものである。

その他の公営企業会計並びに特別会計については、大きな変動はない。

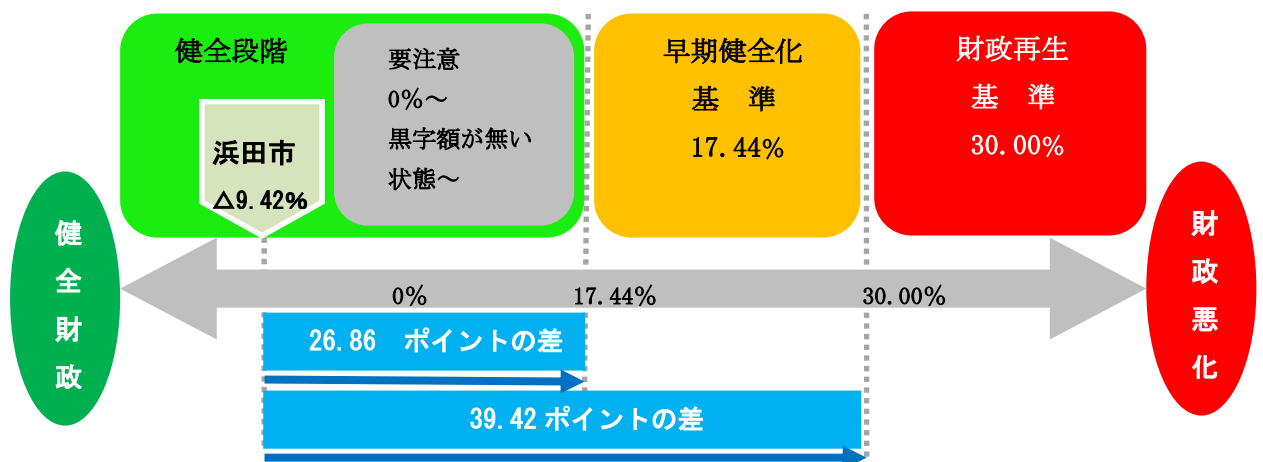
表5 連結実質赤字比率（参考値）の推移

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	対前年度増減
連結実質赤字比率 (A+B) / C	△9.56%	△8.82%	△9.42%	△0.60%

表 6 各会計における連結実質収支の状況

会計名		実質収支額／資金不足・剰余額				
		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	対前年度	
		億 万円	億 万円	億 万円	増減額	増減率
一般会計等 (A)	一般会計	7,321.6	6,268.2	5,562.0	△705.2	△11.3
公営事業会計 (B)	国民健康保険特別会計 (事業勘定)	624.8	335.8	2,789.2	2,453.4	730.5
	国民健康保険特別会計 (直診勘定)	0	0	0	0	—
	駐車場事業特別会計	69.2	262.6	3.7	△258.9	△98.6
	後期高齢者医療特別会計	133.1	145.7	170.6	24.9	17.1
	水道事業会計	6,803.8	6,689.0	6,011.4	△675.6	△10.1
	工業用水道事業会計	4,684.0	4,781.0	4,859.0	77.0	1.6
	簡易水道事業特別会計	63.6	92.5	91.4	△1.1	△1.2
	公共下水道事業特別会計	8.6	14.3	19.8	5.5	38.5
	農業集落排水事業特別会計	119.5	24.2	23.3	△9	△3.7
	漁業集落排水事業特別会計	1.3	1.3	0	△1.3	△100.0
	生活排水処理事業特別会計	2.7	6.2	5.3	△9	△14.5
	国民宿舎事業特別会計	0	0	—	—	—
	公設水産物仲買売場特別会計	340.5	250.2	185.2	△65.0	△26.0
合計 (連結実質収支額) (A+B)		19,628.7	18,286.0	19,426.9	1,139.9	6.2
標準財政規模 (C)		205,152.3	207,201.5	206,218.5	△983.0	△0.5

図 3 《早期健全化基準及び財政再生基準との比較イメージ(連結実質赤字比率)》



(3) 実質公債費比率

実質公債費比率とは、一般会計等が負担する元利償還金と準元利償還金の標準財政規模に対する比率であり、実質的な公債費等がどの程度の財政負担となっているか（資金繰りの危険度）を示すものである。ただし、普通交付税算定上、基準財政需要額に算入される額は控除される。比率は次の算式による。

$$\text{実質公債費比率 (3カ年平均)} = \frac{\left[\begin{array}{c} \text{地方債の元利償還金 (A)} \\ + \\ \text{準元利償還金 (B)} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{償還のための特定財源 (C)} \\ + \\ \text{元利償還金・準元利償還金に} \\ \text{係る基準財政需要額算入額 (D)} \end{array} \right]}{\text{標準財政規模 (E)} - \text{元利償還金・準元利償還金に} \\ \text{係る基準財政需要額算入額 (D)}}$$

この比率が18%を超えると、地方債発行許可団体に移行することとされている。

実質公債費比率は、9.9%で、前年度の比率(平成25年度から平成27年度の3カ年平均)に比べ0.7ポイント改善しており、早期健全化基準(25.0%)を下回っている。

要因としては、まず、分子において比率の増高に大きく影響したものは元利償還金の増である。元利償還金(繰上償還除く)は、平成18年度の66億1,264万2千円をピークに減少が続いていたが、平成25年度の47億6,557万5千円に対し、平成28年度は49億3,206万円と健全化判断比率算定が始まって以来初めて増加に転じた。これは、合併特例債や過疎債等の新規発行債の償還の増や国民宿舎事業特別会計廃止に伴う元利償還金の一般会計移行によるものである。準元利償還金については、主に下水道事業の元利償還金に対する繰出基準額が増加している。

次に分母についてであるが、まず地方交付税(臨時財政対策債含む)が、リーマンショック後の特別枠による加算措置や、算入公債費等の増等により、基準財政需要額が増加となっているが、基準財政収入額の増加や合併算定替の縮減が平成28年度から始まった影響で相殺され、トータルでは微減となっている(普通交付税で対平成25年度3億3,665万円の増、臨時財政対策債で対平成25年度3億5,331万8千円の減)。次に、標準収入額等についてであるが、法定普通税は減少傾向にあるものの、地方消費税交付金の伸びがそれ以上あるため、トータルで平成25年度と比べ、2億2,441万6千円の増となっている。分母においてはこれらの増要因が比率の低減に寄与しているものと思われる。

表7 実質公債費比率の推移

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	対前年度増減
実質公債費比率(3カ年平均) ((A+B)-(C+D)) / (E-D)	12.0 %	10.6 %	9.9 %	△0.7 %

表 8 実質公債費比率の内訳

区 分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	対前年度	
					増減額	増減率
分子)	地方債の元利償還金 (A) (公債費充当一般財源等)	億 万 千 円 47,1551:0	億 万 千 円 46,8436:2	億 万 千 円 49,3206:0	億 万 千 円 2,4769:8	% 5.3
	準元利償還金 (B)	14,3698:2	14,3506:2	14,8163:5	4657:3	3.2
	特定財源(控除) (C)	1,8010:1	1,8160:7	1,9448:8	1288:1	7.1
	元利償還金・準元利償還金に係る基 準財政需要額算入額(控除) (D)	43,4752:0	43,9269:9	45,7487:9	1,8218:0	4.1
分子合計 (A+B)-(C+D)		16,2487:1	15,4511:8	16,4432:8	9921:0	6.4
分母)	標準財政規模 (E)	205,1526:3	207,2016:5	206,2185:5	△,9831:0	△0.5
	元利償還金・準元利償還金に係る基 準財政需要額算入額(控除) (D)	43,4752:0	43,9269:9	45,7487:9	1,8218:0	4.1
	分母合計 (E-D)	161,6774:3	163,2746:6	160,4697:6	△2,8049:0	△1.7
実質公債費比率 (単年度)		% 10.05	% 9.46	% 10.24	% 0.78	
実質公債費比率 (3 カ年平均)		12.0	10.6	9.9	△ 0.7	

図 4 実質公債比率の推移

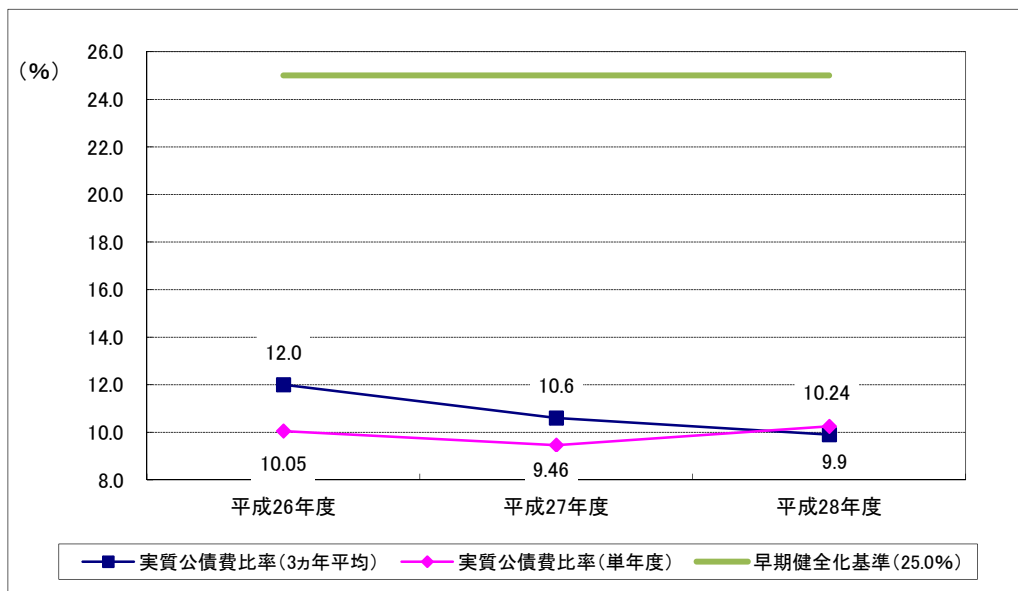
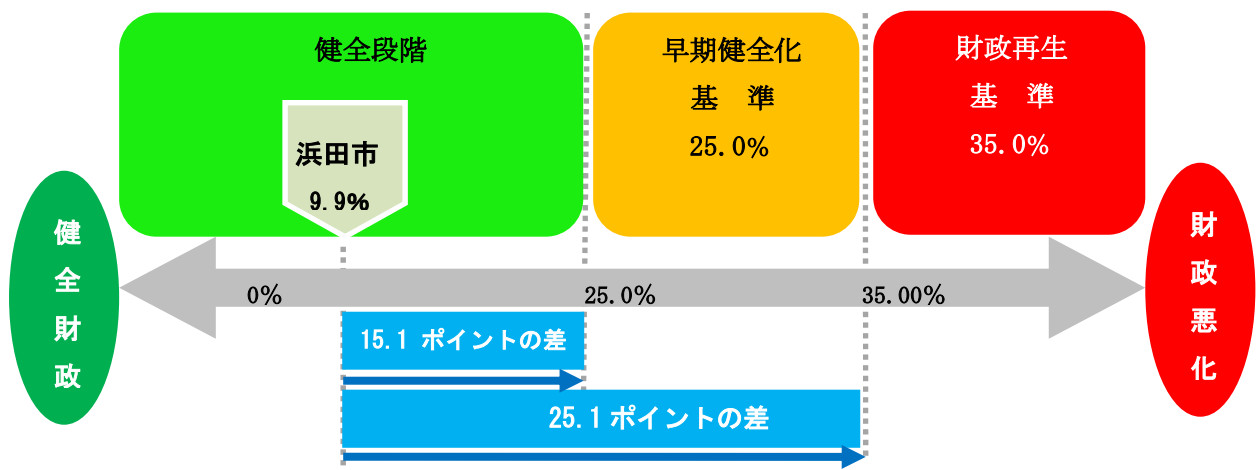


図 5 《早期健全化基準及び財政再生基準との比較イメージ(実質公債費比率)》



(4) 将来負担比率

将来負担比率とは、一般会計等が将来的に負担する実質債務から充当可能財源を控除した額の標準財政規模に対する比率であり、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものである。

連結ストックベースでの一般会計等の実質的な将来負担をみる指標であり、健全化4指標の中で最も重要な指標と言える。連結の対象としては、公営企業、一部事務組合や広域連合、土地開発公社、第三セクター等が含まれ、健全化4指標の中では対象となる会計の範囲が最も広い。比率は次の算式による。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 (A)} - \left[\begin{array}{l} \text{① 充当可能基金額} + \text{② 特定財源見込み額} \\ + \text{③ 地方債現在高等に係る基準財政需要額} \\ \text{算入見込額 (B)} \end{array} \right]}{\text{標準財政規模 (C)} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (D)}}$$

将来負担比率は 82.6% で、前年度の比率に比べ 10.5 ポイント改善しており、早期健全化基準(350.0%)を下回っている。

要因としては、平成 27 年度までに学校建設事業等大型投資が完了し、平成 28 年度は地方債の発行規模が抑えられたことにより、健全化判断比率算定が始まって以来初めて地方債残高が減少に転じた。また、公営企業債繰入見込額についても、起債残高自体が減少している。

充当可能財源等については、地方債残高の減少に伴い基準財政需要額算入見込額が減少したものの財政調整基金や減債基金など充当可能基金の増加の影響が大きく、トータルで増加となったことが比率改善に寄与している。

標準財政規模の減少や算入公債費等の増加により分母は減少したが、分子の減少の影響の方が大きかったことにより、結果として将来負担比率の減となった。

表 9 将来負担比率の推移

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	対前年度増減
将来負担比率 (A-B) / (C-D)	106.5 %	93.1 %	82.6 %	△10.5 %

表 10 将来負担額等の状況

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	対前年度		
				増減額	増減率	
(分子)	将来負担額 (A)	億 万円 784,503.35	億 万円 789,854.13	億 万円 776,232.0	億 万円 △13,622.3	% △1.7
	充当可能財源等 (B)	612,166.6	637,842.2	643,530.6	5,687.4	0.9
	分子計 (A-B)	172,336.9	152,011.1	132,702.4	△19,309.7	△12.7
(分母)	標準財政規模 (C)	205,152.3	207,201.5	206,218.5	△983.0	△0.5
	算入公債費等の額(控除) (D)	43,475.0	43,926.9	45,748.9	1,821.0	4.1
	分母計 (C-D)	161,677.3	163,274.6	160,469.6	△2,804.0	△1.7

図6 将来負担比率の推移

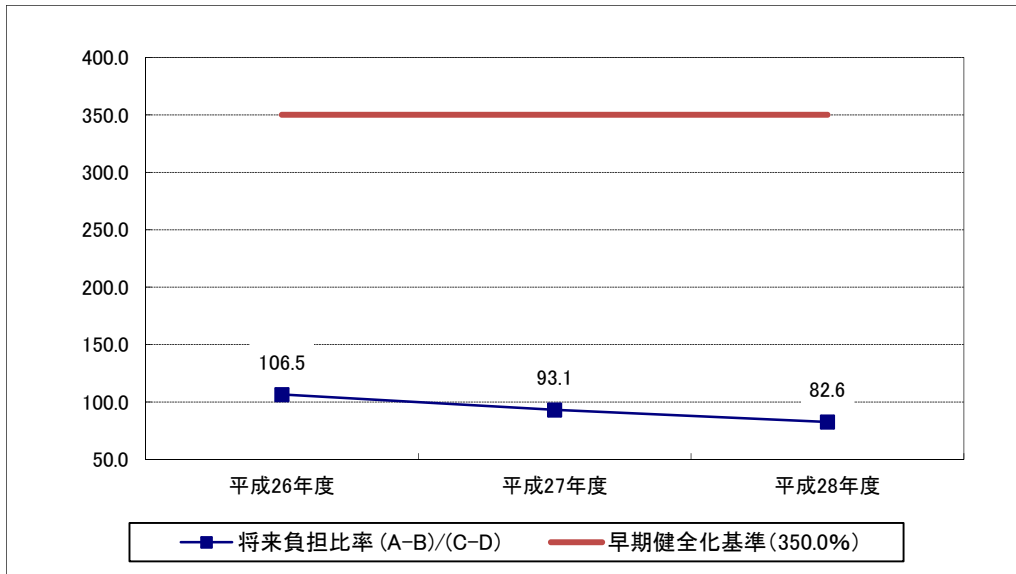
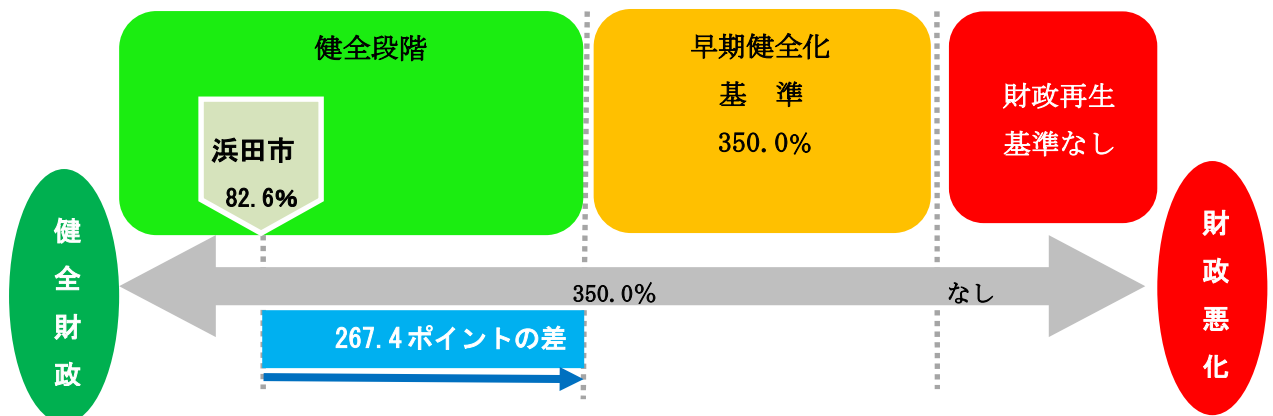
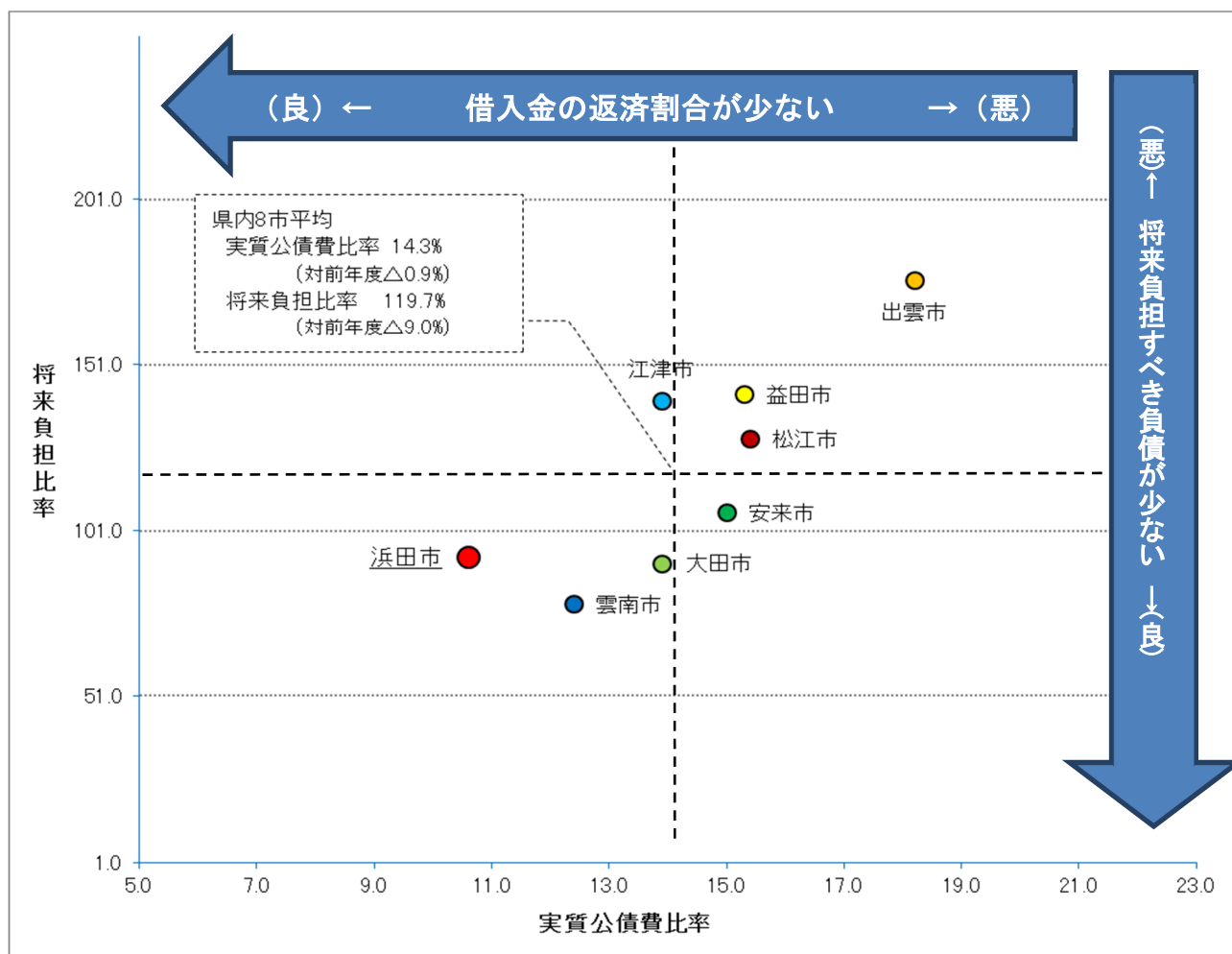


図7 《早期健全化基準との比較イメージ(将来負担比率)》



3 平成 27 年度数値から見た県内 8 市の比較

図 8 《県内 8 市の実質公債費比率と将来負担比率(平成 27 年度)の比較イメージ》



[総務省 平成 27 年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要(確報) データより作成]

浜田市は、平成 26 年度同様実質公債費比率で県内 1 位(10.6%)、将来負担比率で県内 3 位(93.1%)となっている。将来負担比率で浜田市よりも上位なのは、平成 26 年度同様地方債の現在高の割合が低い雲南市(79.0%)と地方債の現在高の割合と公営企業債等繰入見込額の割合が低い大田市(91.2%)である。

県内 8 市平均の将来負担比率は、対平成 26 年度比で 9.0 ポイント改善している。

表 11 県内 8 市の実質公債費比率と将来負担比率(平成 27 年度)

市名	実質公債費比率	将来負担比率	市名	実質公債費比率	将来負担比率
松江市	15.4 %	128.8 %	大田市	13.9 %	91.2 %
浜田市	10.6	93.1	安来市	15.0 %	106.6 %
出雲市	18.2 %	176.9 %	江津市	13.9 %	140.2 %
益田市	15.3 %	142.0 %	雲南市	12.4 %	79.0 %

4 資金不足比率の状況

資金不足比率とは、公営企業会計ごとに算定した資金の不足額の、事業規模に対する比率であり、公営企業の経営状態を表す指標である。比率は次の算式による。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額 (A)}}{\text{事業規模 (B)}}$$

資金不足比率は、次のとおりである。

表 12 資金不足比率の状況

会計名		資金不足額 (A)	事業の規模 (B)	資金不足比率 (A)/(B) × 100	経営健全化基準
法 適用	水道事業会計	—	8,0170:1	—	20.0
	工業用水道事業会計	—	9225:1	—	
法 非適用	簡易水道事業特別会計	—	3,1230:0	—	
	公共下水道事業特別会計	—	8712:5	—	
	農業集落排水事業特別会計	—	8332:4	—	
	漁業集落排水事業特別会計	—	1382:9	—	
	生活排水処理事業特別会計	—	1810:1	—	
	公設水産物仲買売場特別会計	—	1637:3	—	

(注) 資金不足額及び資金不足比率については、資金不足がない場合「-」と表示している。

対象となるすべての公営企業（法適用、法非適用）において、資金不足額が生じていないため、資金不足比率は算定されない。

表 13 資金不足額・剰余額の状況

会計名		資金不足額・剰余額		対前年度比較 [増減額]
		平成 27 年度	平成 28 年度	
法 適用	水道事業会計	6,6896:0	6,0110:4	△,6785:6
	工業用水道事業会計	4,7819:0	4,8596:0	777:0
法 非適用	簡易水道事業特別会計	92:5	91:4	△1:1
	公共下水道事業特別会計	14:3	19:8	5:5
	農業集落排水事業特別会計	24:2	23:3	△:9
	漁業集落排水事業特別会計	1:3	0	△1:3
	生活排水処理事業特別会計	6:2	5:3	△:9
	国民宿舎事業特別会計	0	—	—
	公設水産物仲買売場特別会計	250:2	185:2	△65:0

(注) 資金不足額・剰余額は、資金不足の場合、負の値で表示される。

5 まとめ及び意見

各比率の状況を見ると、実質赤字比率については、赤字を生じていないため比率は算定されず、5億5,629万円の実質黒字額となっている。

連結実質赤字比率については、赤字を生じていないため比率は算定されず、19億4,264万9千円の連結実質黒字額となっている。

実質公債費比率については、直近3カ年平均した本年度の比率は9.9%で、前年度に比べ0.7ポイント改善しているが、単年度の比率は10.24%で、前年度に比べ0.78%上回っている。

将来負担比率については、前年度に比べ10.5ポイント改善し82.6%となっている。

資金不足比率については、資金不足を生じていないため比率は算定されない。

審査に付された比率全体としては、いずれも国の示す基準の範囲となっている。

表14及び図9に示すとおり、健全化判断比率は交付税措置の手厚い合併特例債や過疎債等を活用して投資を行ってきたことと、繰上償還を積極的に行ってきたことで年々改善されている。

なお、構造的に地方税の割合が低く地方交付税の割合が高い地方公共団体は、財政力が弱いことを示しており、地方債、公債費、投資的経費の割合が高いということは、インフラやハコモノの整備といったいわゆるハード事業への支出が大きいと言われている。公債費比率としては、投資（借入）を行えば悪化し、控えれば改善となるのは当然のことであり、持続可能な財政体質を実現するため、事業のスクラップ&ビルドや公共施設の適正配置等の行財政改革に一層取り組み、今後とも適正で効率的な財政運営に努められたい。

〈参考〉

表 14 10年間の健全化判断比率の推移

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
(1) 実質赤字比率	— %	— %	— %	— %	— %
(2) 連結実質赤字比率	—	—	—	—	—
(3) 実質公債費比率	25.1	22.9	20.1	17.4	15.8
(4) 将来負担比率	171.0	164.5	155.8	136.6	129.3

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
(1) 実質赤字比率	— %	— %	— %	— %	— %
(2) 連結実質赤字比率	—	—	—	—	—
(3) 実質公債費比率	14.5	13.4	12.0	10.6	9.9
(4) 将来負担比率	118.8	115.8	106.5	93.1	82.6

注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結実質赤字額がないため「-」と表示している。

注) 実質公債費比率は、3カ年平均値

図 9 10年間の実質公債費比率及び将来負担比率の推移

